

広島県告示第七百五十六号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定によって、次の土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

令和四年十月三日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 急傾斜地崩壊危険区域の名称
利松四百十二地区

二 急傾斜地崩壊危険区域の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から八号までを順次結んだ線及び標柱一号と八号を結んだ線に囲まれた土地の区域。

市・区		町		大字		字		地番		標柱番号	
広島市佐伯区		利松三丁目		利松		平田		四二番		標柱一号、二号及び三号	
利松三丁目		五日市町		利松		一町田		丁四二四番		標柱四号	
								一〇一〇七番一		標柱五号及び六号	
								乙四一四番		標柱七号	
								四〇一番二		標柱八号	